

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	経済安全保障推進法案をめぐる国会論議
著者 / 所属	森 秀勲 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	447号
刊行日	2022-7-8
頁	43-58
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220708.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220708.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# 経済安全保障推進法案をめぐる国会論議

森 秀勲

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 主な国会論議
  - (1) 経済安全保障の定義、基本方針等
  - (2) 重要物資の安定的な供給の確保
  - (3) 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保
  - (4) 先端的な重要技術の開発支援
  - (5) 特許出願の非公開
  - (6) その他
3. おわりに

## 1. はじめに

令和4年5月11日、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」(閣法第37号。以下「経済安全保障推進法案」という。)が参議院本会議で可決、成立した(令和4年法律第43号、5月18日公布。図表「経済安全保障推進法の概要」参照)<sup>1</sup>。本稿は、本法律案に関する主な国会論議について整理したものである。

<sup>1</sup> 経済安全保障推進法案の審議経過等に関する情報については、参議院ウェブサイト「議案情報」の第208回国会(常会)のページ<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208080208037.htm>>を参照。以下、本稿に掲載されているウェブ情報の最終アクセスは令和4年6月21日。

衆議院では、内閣委員会において立憲民主党・無所属から本法律案に対する修正案(基本理念、重要な政令や省令を制定・変更する際の外部専門家からの意見聴取、国会報告等の規定の追加等)が提出されたが否決された。また、日本維新の会から、経済安全保障に関する諸施策について、その基本原則及び配慮事項を定めるとともに、国の責務等を明らかにし、その推進のため必要な事項を定めることを内容とする「経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案」(衆第10号)が提出され、本法律案と一括して審議が行われたが、4月7日の本会議で否決された。他方で、参議院では、経済安全保障に関連して、国民民主党・新緑風会から、経済安全保障施策の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、経済安全保障施策の基本となる事項を定めることを内容とする「総合的経済安全保障施策推進法案」(参第5号)が提出されたが、審査未了となった。

また、本法律案に対しては、衆参の内閣委員会で附帯決議が付された。衆議院の附帯決議は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案に対する附帯決議」(令和4年4月6日衆議院内閣委員会)<[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku)

図表 経済安全保障推進法の概要

1. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章）

- **特定重要物資の指定** ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定
  - **事業者の計画認定・支援措置** ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定  
・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やリース・ローン等の支援
  - **政府による取組** ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置
- 施行期日 公布後9月以内

2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章）

- **審査対象** ・対象事業：法律で対象事業の外縁（例：電気事業）を示した上で、政令で絞り込み  
・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定
  - **事前届出・審査** ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出  
・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能）
  - **勧告・命令** ・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令
- 施行期日 ①審査対象：公布後1年6月以内 ②審査・勧告・命令：公布後1年9月以内

3. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第4章）

- **国による支援** ・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等
  - **官民パートナーシップ（協議会）** ・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置  
・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者等  
・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務
  - **調査研究業務の委託（シンクタンク）** ・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める
- 施行期日 公布後9月以内

4. 特許出願の非公開に関する制度（第5章）

- **技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）** ・特許庁は、特定の技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付
  - **保全審査（第二次審査）** ・①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度、  
②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮
  - **保全指定** ・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理等
- 施行期日 公布後2年以内

その他 基本方針の策定・留意事項（第1章）等

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定
  - ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない
- 施行期日 基本方針の策定：公布後6月以内

（出所）「経済安全保障推進法案の概要」（内閣官房資料）より筆者作成

C3BFA6BC104C36E34925881D0026D8B0. htm>を参照。参議院の附帯決議は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案に対する附帯決議」（令和4年5月10日参議院内閣委員会）<[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f063\\_040510.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f063_040510.pdf)>）を参照。

なお、経済安全保障推進法案の提出の経緯と概要については、柿沼重志「4つの柱で構成される経済安全保障推進法案 — 経済活動への過度な介入回避と規制の実効性確保は両立可能か —」『立法と調査』No. 444（令4.4）3～17頁を参照。

## 2. 主な国会論議

岸田内閣総理大臣は、経済安全保障推進法案の意義について、「民間の自由な経済活動を阻害しない形で、経済構造の自律性の向上、日本の技術優位性ひいては不可欠性の確保を目指すと同時に、こうした分野に民間投資を呼び込むことが重要」という考え方の下、本法律案に規定する四つの取組により経済安全保障の一層の確保を図る旨述べた<sup>2</sup>。

以下、総論（経済安全保障の定義、基本方針等）、4本柱（①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開）のそれぞれの内容、その他の諸課題に関する国会論議について、順次紹介する<sup>3</sup>。

### （1）経済安全保障の定義、基本方針等

#### ア 「経済安全保障」の定義

本法律案の審議においては、「経済安全保障の定義が法案の中にある」という点が繰り返し議論になった。小林経済安全保障担当大臣は、「経済安全保障は多岐にわたる新しい課題であって、我が国を含めて、主要国において確立した定義があるわけではない。この法案においても特段定義付けというのは行っていない。この法案においては、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、4項目について制度整備を行うとしており、この法案として経済安全保障の定義を要するものではない」と答弁した<sup>4</sup>。その上で、同大臣は、「経済安全保障というのは国益を経済面から確保していくものだと考えている。現行の国家安全保障戦略にも幾つか国益が明示されている。一つは、中核的な国益であり、国家の主権と独立、国民の生命、身体、財産を守り抜くこと、二つ目は、経済的な繁栄を実現していくこと、三つ目は、基本的な価値に基づく国際秩序あるいはルールを維持、擁護していくこと、だと捉えている」と述べた<sup>5</sup>。

#### イ 本法律案で4本柱について法整備を行う理由

本法律案で4本柱について法整備を行う理由について、小林大臣は、「これまでも、外為法<sup>6</sup>に基づく対応の強化を始めとして、既存の法制の中で経済安全保障の推進に資する多岐にわたる取組を推進してきたが、その中で、政府の内部においても、様々な事態に対応できるように、特に、我が国の基幹産業が抱えている脆弱性あるいは強みを点検し、見直しを検討してきた。こうした中で、閣僚から成る経済安全保障推進会議<sup>7</sup>や

<sup>2</sup> 第208回国会衆議院本会議録第12号7頁（令4.3.17）

<sup>3</sup> 以下、発言部分のかぎ括弧（「」）内の文章は、逐語的な引用ではなく、一部を省略したり、敬体（ですます調）を常体（である調）に置き換えたりするなどの調整をしたものである。

<sup>4</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第12号17～18頁（令4.3.25）

<sup>5</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号32頁（令4.3.23）、第208回国会参議院内閣委員会議録第10号（令4.4.14）、第208回国会参議院内閣委員会議録第11号（令4.4.19）

<sup>6</sup> 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

<sup>7</sup> 令和3年11月19日より関係閣僚で開催（内閣官房ウェブサイト〈[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyo/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/index.html)〉）。

有識者会議<sup>8</sup>での議論も踏まえて洗い出した様々な課題の中でも、特に法制上の手当てが必要となるもの、また、分野横断的な課題であって喫緊の政策課題に対応しなければならないものを4項目として洗い出した」と答弁した<sup>9</sup>。

#### ウ 「外部から行われる行為」の内容

本法律では、4本柱のそれぞれに「外部から行われる行為」という用語が使われている<sup>10</sup>。小林大臣は、「外部から行われる行為とは、外国政府等の主体により行われる我が国の国家及び国民の安全を害する行為をいう。例えば、基幹インフラについては、2015年にウクライナの変電所に対するサイバー攻撃によって大規模かつ長期にわたる停電が発生した事案などが発生した。国家の関与の下、我が国に対してそのような攻撃が行われるとすれば、外部から行われる国家及び国民の安全を害する行為に該当し得ると考えられる」と答弁した。他方、「災害あるいは感染症、気候危機といったような事象は、我が国の外部から行われる行為によって引き起こされたものとは考えにくいので、単にそうした事象のみでは、外部から行われる国家及び国民の安全を害する行為には含まれないと考えられる」と答弁した<sup>11</sup>。

#### エ 基本方針に盛り込む内容

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。第2条）に盛り込む内容について、小林大臣は、「基本方針では、法案に基づく制度やその運用について、事業者の予見可能性を確保していくこと、事業者に過度な負担を生じさせないこと、国際ルールとの整合性を確保すること、といった考え方や配慮事項を明らかにしていきたい」と答弁した<sup>12</sup>。

## (2) 重要物資の安定的な供給の確保

重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（本法律第2章）は、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資<sup>13</sup>の指定、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（安定供給確保基本指針）の策定、民間事業者の計画の認定・支援措置<sup>14</sup>、支援措置だけでは安定的な供給確保が

<sup>8</sup> 経済安全保障法制に関する有識者会議は、令和3年11月26日内閣官房長官決裁により、経済安全保障の取組を強化・推進するために必要な法案の在り方について検討を行うため、同日から令和4年2月1日まで経済安全保障担当大臣の下に開催された（内閣官房ウェブサイト〈[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/index.html)〉）。

<sup>9</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号2頁（令4.3.23）

<sup>10</sup> 例えば、「外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態」（第6条、第7条）、「我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為」（第50条、第52条）など。以下、条番号は、特段の断りのない場合は、本法律案の条番号を指す。

<sup>11</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号42頁（令4.3.23）

<sup>12</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号11頁（令4.3.23）

<sup>13</sup> 「特定重要物資」は、国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資であって、当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資等として、政令で指定するものと規定されている（第7条）。

<sup>14</sup> 民間事業者は、支援を受けるため、特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する「供給確保計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることができる（第9条）。認定を受けた事業者は、安定供給確保支援法人等による助成等（第31条～第43条）の支援や金融支援を受けることが可能となる。



困難な場合の特別の対策としての政府による取組（備蓄等）等を内容としている。

#### ア 「特定重要物資」として想定される物資

特定重要物資として想定される物資について、内閣官房及び小林大臣は、「特定重要物資を指定するに当たっての具体的な考え方、要件などは、安定供給確保基本指針において、有識者の意見も聞いた上で定めることとしており、その上で、個別物資ごとに特定重要物資としての指定の必要性を判断していく。したがって、現時点において個別の物資について確たるお答えをすることは困難であるが、いわゆる骨太方針2021<sup>15</sup>の中では、サプライチェーン強靱化における先行的な重点項目として掲げられている物資があり、例として、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品が特定重要物資に該当し得るものと考えている」と答弁した<sup>16</sup>。

#### イ 支援の具体的な制度と財源

特定重要物資の安定供給確保に取り組む民間事業者に対する支援の規模感、助成割合等の具体的な制度設計について、小林大臣は、「特定重要物資に指定した際の具体的な支援の規模や割合については、物資の特性などを踏まえて定めていくことになるので、現時点で一概に申し上げることは困難である。支援を通じてサプライチェーンの強靱化を図るに当たっては、複数年度にわたる支援が必要となるもので一定の要件を満たした場合には安定供給確保支援法人などに基金を設置してその取組を支援することができる旨を規定しており、中期的、継続的な支援が必要に応じて可能な立て付けとなっている」と答弁した<sup>17</sup>。また、財源の確保について、同大臣は、「大臣としての決意」として「（本法律案の）成立後可能な限り早急に特定重要物資を指定して、支援に必要な財源の確保を図れるように関係省庁とも連携して検討を進めていきたい」と答弁した<sup>18</sup>。

#### ウ サプライチェーン調査における罰則の要否

本法律では、供給確保計画の認定を受けて支援対象となった「認定供給確保事業者」については、供給確保計画の実施状況等に関する報告徴収（第48条第4項）の際の虚偽報告等に対して罰則（30万円以下の罰金）を定めている（第96条第4号）。他方、物資の生産等を行う事業者一般に対するサプライチェーン調査（第48条第1項）については調査を拒否した場合の罰則を設けていない。

この点について、小林大臣及び内閣官房は、「サプライチェーン調査は、この法案の規制や支援の枠組みに入っていない事業者を含めて調査対象としている。そうした事業者に罰則付きの応答義務を課すことは、調査を受ける側からすれば、ともすると強権的であって、逆に自発的かつ率直な情報提供を妨げる懸念がある。サプライチェーン調査の回答忌避に対して罰則を科すことについては、有識者会議の議論においても、規制対象の違反行為と罰則には均衡が保たれていなければならないという一般法理、いわゆる比例原則の観点から、調査忌避に罰則を科すことは重過ぎるのではないかとの指摘も

<sup>15</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

<sup>16</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号14頁、19頁（令4.3.23）

<sup>17</sup> 第208回国会参議院内閣委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号（令4.4.26）

<sup>18</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号（令4.4.26）

あった。また、例えば食品等流通法あるいは予防接種法といった国の規制や制度の枠組みに入っていないものを含めて広く調査できる旨を規定している他の法律においては罰則を措置していない。こうしたことなどを総合的に勘案して、罰則の対象とすることはなく、努力義務規定を置くことと政府として判断した」と答弁した<sup>19</sup>。

## エ サプライチェーンの見直し等についての考え方

経済のグローバル化が進みサプライチェーンが複雑化している中で、今後生産拠点の国内回帰を含むサプライチェーンの見直しやブロック経済的なサプライチェーンの構築を図るのかという質疑に対して、小林大臣は、「サプライチェーンは、本来、民間事業者の自由な経済活動に基づいて構築されるのが原則であるが、一部の重要な物資については、その供給を特定の国に依存して、実際にその供給途絶や供給不足という現象が生じている。こうした中で、特に重要な物資については国民の生命や暮らしを脅かす事態を未然に防止するために政府が安定供給に向けた取組を行うということで、民間に押し付けるというよりも、民間の方々の主体性をインセンティブで後押しするような形で行うというのが今回の枠組みである」と述べた上で、「サプライチェーンの強靱化に当たっては、国内回帰やブロック経済的なサプライチェーンといったフレームにとらわれる必要はなく、経済合理性や効率性も踏まえながら、国内での生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、代替物資や生産技術の開発などの多様な取組を、重要物資のそれぞれの特性に応じて民間企業の発意に基づいてやってもらい、それを応援するという形がベストであると考えている」と答弁した<sup>20</sup>。

## オ WTO補助金協定との整合性

令和3年12月に成立した半導体法<sup>21</sup>における半導体誘致への補助金や本法律案に規定されている補助政策は、WTO補助金協定<sup>22</sup>に基づいて提訴される可能性が法理論上あり得るのではないかと、また、こうした補助政策はGATT第20条の一般的例外や同第21条の安全保障例外<sup>23</sup>によって正当化されるものではないとの理解でよいか、との質疑があった。これに対して、小林大臣は、「自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や原則を重視する我が国としては、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行すべきことは当然であるが、本法律案においても第90条にその旨を規定し

<sup>19</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令4.4.14）

<sup>20</sup> 同上

<sup>21</sup> 半導体の生産能力の確保は、我が国の産業基盤の強靱化の観点から喫緊の課題であることに鑑み、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案」（いわゆる「半導体法案」）が第207回国会に提出され、令和3年12月20日に成立した（令和3年法律第87号）。

<sup>22</sup> 補助金協定は、補助金を、①あらゆる場合に禁止される補助金（いわゆるレッド補助金）と②他国に「悪影響」を与えた場合には撤廃等を求められる補助金（いわゆるイエロー補助金）の二つに分類し、これらに対してWTOによる補助金の撤廃勧告及び輸入国による相殺関税という二つの措置を用意している（経済産業省「2021年版不公正貿易報告書」295頁〈[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/fukosei\\_boeki/report\\_2021/honbun.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/honbun.html)〉）。

<sup>23</sup> GATT第20条は、公衆の道徳の保護、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、税関手続・水際規制、有限天然資源の保全等、様々な国内政策による措置を免責する条項、GATT第21条は、締約国が執る自国の安全保障上の重大な利益の保護を目的とした一定の措置を免責する条項である（前掲・注22「2021年版不公正貿易報告書」224～254頁）。

ている。その上で、この法案に基づく措置についても、例外規定の援用を前提とするのではなく、WTO補助金協定などと整合的な形で制度設計する考えである。例えば、輸出補助、輸入代替、国産部素材などの利用要求等とみなされる措置は行わないとか、あるいは、緊急時等の生産、供給は求めても輸出禁止は求めないといったような点に留意していきたい」と答弁した<sup>24</sup>。

### (3) 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（本法律第3章）は、基幹インフラの事前審査の対象となる事業分野として、電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融及びクレジットカードの14の事業を指定し、これらの基幹インフラについて、我が国の外部から行われるサイバー攻撃などによって、その役務の安定的な提供を阻害されることを防止するため、外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれがある重要設備を省令で「特定重要設備」と定め、政府による事前審査を行うというものである。基幹インフラの事前審査の対象となる事業者は、当該事業を所管する大臣が「特定社会基盤事業者」として指定する。

#### ア 「特定重要設備」の具体例

特定社会基盤事業者が有する設備のうち規制の対象となる特定重要設備の具体例について、小林大臣及び内閣官房は、「具体的な特定重要設備の指定は、法施行後に主務大臣が所定の手続を経て省令で定めることとしているので、現時点において確たるお答えは困難である」としつつ、例として、航空事業における飛行計画作成システム、貨物自動車運送事業における集配管理システム、銀行業における内国為替システムが特定重要設備に該当し得る旨答弁した<sup>25</sup>。

#### イ 「特定妨害行為」の内容

基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度により防止を図る「特定妨害行為」の具体的なイメージについて、小林大臣は、「外国政府などが、基幹インフラの重要設備を供給する事業者からその設備の脆弱性情報の提供を受けて、その脆弱性を利用してウイルスに感染させることや、外国政府などの指示を受けて、重要設備を供給する事業者があらかじめ不正プログラムを埋め込んで、そのプログラムによって設備を停止させること等を想定している」と答弁した<sup>26</sup>。

#### ウ 基幹インフラの事前審査の対象分野についての選定理由

基幹インフラの事前審査の対象となる事業分野を14分野とした理由及び将来対象が広がる可能性について、小林大臣は、「国民の生存に必要不可欠で代替困難なものか、又は国民生活、経済活動が依存する役務でその利用を欠けば広範囲あるいは大規模な混乱が生じ得るもの、こうしたもののうち、更に規制対象とすべき事業者や設備が具体的

<sup>24</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第16号14～15頁（令4.4.6）、第208回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令4.4.14）

<sup>25</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号13頁（令4.3.23）、第208回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令4.4.14）

<sup>26</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第12号36頁（令4.3.25）



に想定されるものに限定し、その外縁としてこの法律に規定した14分野を記載した。将来的な対象分野の拡大の可能性については、現時点で予断を持ってお答えすることは困難であるが、今後の情勢の変化を見据えて必要な取組について不断に検討を進めていきたい」と答弁した<sup>27</sup>。

## エ 特定社会基盤事業者の指定基準及び中小規模の事業者の指定についての考え方

特定社会基盤事業者の指定について、本法律では、特定社会基盤役務基本指針において指定に関する基本的事項を定め（第49条第2項第2号）、事業分野ごとに事業を所管する大臣が省令で定める指定の基準に従って指定する（第50条第1項）と規定されている。

事業者の指定基準について、小林大臣は、「特定社会基盤役務の基本指針において対象とする事業者の指定の考え方を示すこととしているが、現時点において、例えば、事業規模や代替可能性を指定の考慮要素とすること、また、具体的な指定基準を定める省令の制定に当たっては事業者を含む関係者の意見を幅広く聴取すること、実際の事業者の指定に当たっては規制措置に係る事業者の負担に配慮することといった事業者の指定に関する基本的な考え方や留意事項などを示すことを想定している」と答弁した<sup>28</sup>。

また、中小規模の事業者の指定について、内閣官房は、「有識者会議の提言においては、中小規模の事業者について規制の対象とするべきかについて慎重な検討が必要とされたことも踏まえて、中小規模の事業者を本法案の規制対象とすることは基本的には想定していない。ただし、提供する役務に特殊性があり、それに支障が生じることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい場合には、例外的に中小規模の事業者が対象となることがあり得る」と答弁した<sup>29</sup>。「例外的に中小規模の事業者が対象となる」場合として具体的にどのような場合を想定しているのかについて、小林大臣及び内閣官房は、「例えば、銀行間の決済ネットワークの中心を担う全国銀行資金決済ネットワークのように、事業者の職員数は中小規模であるものの、提供する役務に特殊性があるものについては例外的に対象となることがあり得ると考えている」と答弁した<sup>30</sup>。

## オ 基幹インフラの審査期間及び審査体制

基幹インフラの審査期間（原則30日、最長4か月）について、岸田内閣総理大臣は、「有識者会議からは、事業者の負担に鑑み、審査期間を長期のものとすることは避けることが望ましいとの提言があり、国家及び国民の安全を確保する上で必要な審査を効率的に行うことができるよう、関係省庁の連携を含め、審査体制の充実に取り組んでいく」と答弁した<sup>31</sup>。また、期間の短縮に向けた方策について、内閣官房及び小林大臣は、「今後、（特定社会基盤役務）基本指針を作り、政省令を作るに当たって、事業者とよ

<sup>27</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号（令4.4.26）

<sup>28</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会会議録第11号12頁（令4.3.23）

<sup>29</sup> 同上

<sup>30</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号（令4.4.26）、第208回国会参議院内閣委員会会議録第14号（令4.4.28）

<sup>31</sup> 第208回国会参議院本会議録第16号（令4.4.13）

く話し合いをして、実効性がある仕組みにしていく」「各事業の所管官庁において窓口を設け、事前に大企業だけではなく中小企業も含めて相談する窓口をつくっていきたい」と答弁した<sup>32</sup>。

#### (4) 先端的な重要技術の開発支援

先端的な重要技術の開発支援に関する制度（本法律第4章）は、先端的な重要技術の研究開発を促進し、その成果を活用するため、官民の協議会を通じて必要な情報提供・資金支援等を行えるようにするものである。

##### ア 「特定重要技術」の具体的内容

「特定重要技術」は、本法律において、先端技術のうち、「当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの」と定義されている（第61条）。特定重要技術として具体的にどのようなものを想定しているのかについて、大野内閣府副大臣は、「本法律案の特定重要技術は、一言で言えば、中長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術である。有識者会議では、宇宙、海洋、量子、AI、バイオ等の分野が示されているが、その議論の中で、衛星コンステレーション技術あるいは海洋分野でのセンシング技術などが例示されている。また、このほかに、例えば、サイバーセキュリティ上の脆弱性の検知技術やAI処理等の可能なコンピューティング技術なども含まれ得ると考えている」と答弁した<sup>33</sup>。

また、特定重要技術の開発支援について、我が国の技術的優位、不可欠性を十分に検証した上で、対象となる選定基準を明確に定めるとともに、真に必要なものに対し集中的に行うべきとの質疑があった。これに対して、小林大臣は、「社会経済情勢あるいは研究開発動向などを踏まえて、有識者の意見を聞き、その上で閣議決定する特定重要技術研究開発基本指針において一定の具体化を図る考えである。デジタル化によって技術開発が加速化し、突如として新たな技術が誕生する可能性を踏まえると、あらかじめ対象となる技術を網羅的に特定することは困難であるが、公募による競争も活用しつつ、真に可能性のある技術を見極めていきたい」と答弁した<sup>34</sup>。

##### イ 協議会の設置

本法律では、特定重要技術の研究開発等について、その資金を交付する「研究開発大臣」が、個別プロジェクトごとに、研究者の同意を得て官民の「協議会」を設置することを可能とする規定を置いている（第62条）。この協議会の場において、研究開発の推進に有用なシーズ・ニーズ情報の共有や社会実装に向けた制度面での協力、指定基金を通じた資金支援など、政府が積極的な伴走支援を実施することとしている。

<sup>32</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号（令4.4.26）

<sup>33</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会会議録第11号15頁（令4.3.23）

<sup>34</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会会議録第12号25～26頁（令4.3.25）

研究開発大臣とその役割について、内閣官房は、「本法案における研究開発大臣は、国の資金により行われる研究開発などに資金を交付する、例えばJST（国立研究開発法人科学技術振興機構）を所管する文部科学省、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）を所管する経済産業省、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）を所管する一つである厚労省といった関係府省庁の大臣を想定している。こうした研究開発大臣が、研究開発の内容や進捗、技術の特性を踏まえて、官民の伴走支援を行うことが適当と認められる場合に、内閣総理大臣と協議した上で、研究代表者の同意を得て協議会を設けることを考えている」と答弁した<sup>35</sup>。

## ウ 指定基金

本法律では、内閣総理大臣は、「特定重要技術研究開発基本指針」に基づき、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する基金のうち特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするものを指定基金として指定することができることとし、また、国は、予算の範囲内において、指定基金に充てる資金を補助することができることとしている（第63条）。

内閣府は、「指定基金として想定される経済安全保障重要技術育成プログラムについては、昨年閣議決定された経済対策において5,000億円規模とすることを目指すとされている<sup>36</sup>。令和3年度補正予算においては、そのスタートとして、基金を活用して、公募により先端的な重要技術の実用化に向けた強力な支援を行うため、2,500億円を措置したところである。具体的には、年度内に、国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に1,250億円ずつ基金造成することとしており、大学、企業、国研等からの公募を受けて、先端的な重要技術の社会実装に向けた研究開発を実施していくこととしている」と答弁した<sup>37</sup>。

## エ シンクタンクに対する調査研究の委託

本法律は、特定重要技術の見定めやその研究開発等に資する調査研究をシンクタンク（特定重要技術調査研究機関）に委託できることとする規定を置いている（第64条）<sup>38</sup>。このシンクタンクの具体的なイメージについて、小林大臣及び内閣官房は、「令和5年度に本格的に立ち上げることを目指しているシンクタンクは、この法案に基づく委託調査を含めて、国内外の技術動向、社会経済動向、安全保障など、多様な視点から科学技

<sup>35</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第11号（令4.4.19）

<sup>36</sup> 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「経済安全保障強化に向けて新たな枠組・取組が進展していく中で5,000億円規模とすることを目指し、本年中に活動を開始するシンクタンク機能も活用しながら、新たに実用化に向けた強力な支援を開始する」とした（40頁）。

<sup>37</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会会議録第12号5頁（令4.3.25）

<sup>38</sup> 本条のシンクタンクに関連して、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）は、「安全・安心に関する新たなシンクタンク機能の体制を構築し、今後の安全・安心に係る科学技術戦略や重点的に開発すべき重要技術等の政策提言を行う。そのため、2021年度より新たなシンクタンク機能を立ち上げ、2023年度を目途に組織を設立し、政策提言を実施する」としている（32頁）。これを受け、内閣府では、令和5年度を目途とする本格的な組織の設立に向けて、令和3年度から4年度にかけて「安全・安心に関するシンクタンク機能」の委託事業を実施している（政策研究大学院大学に委託。予算額は令和3年度3億円、4年度約3.5億円）。

術・イノベーションに関する調査研究を行うものである。具体的には、国内外の研究機関などとのネットワークを活用しながら、調査分析、政策提言機能、様々な情報を集約するハブとしての機能、人材を確保・育成する機能を発揮させたいと考えている。一方で、こうしたシンクタンクは一朝一夕に育成できるものでもないと考えている。あくまで現時点でのイメージであるが、数十人規模の専門家による体制からスタートして、経済安全保障重要技術育成プログラムの実施に資する調査分析を中心に行って、段階的に、ネットワークの規模や活動内容、体制を充実させていくことを考えている。将来的には、連携する外部の専門家なども含めて、例えば、百人を超える規模感で活動していくことを想定している」と答弁した<sup>39</sup>。

#### オ 協議会における研究成果の公開・非公開についての考え方

協議会における研究成果の公開・非公開に係る考え方について、小林大臣は、「協議会において守秘義務の対象となる情報の範囲は、あくまでも協議会を通じて提供された秘密に限定されており、このような守秘義務の対象となる情報を除いて、研究者が自ら生み出した研究成果には適用されない。一方で、海外での懸念用途への転用があり得る場合などに、この詳細な技術情報を守秘義務の対象とすることは別に、公開せずに内部管理するよう政府が求める場合も例外的に想定される」と答弁した<sup>40</sup>。

例外的に非公開を要請することが想定される「海外での懸念用途」について、内閣官房は、「非常に限定的な状況ではあるが、例えば研究開発された技術が流出して、国際法上も禁止されている生物兵器などの大量破壊兵器の開発などに転用されるといった事態が想定される。このような海外での懸念用途については、例えば外国による軍事用途のみならず、例えばテロリストによる悪用も想定される」と答弁した<sup>41</sup>。

また、「あらゆる技術がデュアルユース技術」と言われている中で<sup>42</sup>、研究成果の非公開という要請が果たして本当に例外的と言えるのかとの質疑があった。これに対して、小林大臣は、「頻繁に研究成果を非公開としてしまうと、技術の育成や成果の活用に支障が生じてしまうことが懸念されることから、非公開の要請はあくまでも例外的に運用すべきものと考えている。また、研究開発の成果については、単に安全保障、防衛用途につながる可能性があることのみをもって非公開の要請をすることは想定し難いと考えている」と答弁した<sup>43</sup>。

<sup>39</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第12号9頁（令4.3.25）、第208回国会参議院内閣委員会会議録第11号（令4.4.19）

<sup>40</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第11号（令4.4.19）

<sup>41</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号（令4.4.26）

<sup>42</sup> 「デュアルユース技術」は「軍民両用技術」とも呼ばれ、一般的には、民生にも軍事にも用いることが可能な技術を指すものと言われている（第208回国会衆議院内閣委員会議録第13号17頁（令4.3.30））。

参議院内閣委員会の参考人質疑において、白石隆参考人（公立大学法人熊本県立大学理事長）から「先端新興科学技術においては、いわゆるデュアルユースという概念がもう既に妥当でなくなっている。元々は民用の技術を開発していても、それを軍用に使うというはごく当たり前のことになっている」との発言があった（第208回国会参議院内閣委員会会議録第12号（令4.4.21））。この問題に関連して、原一郎参考人（一般社団法人日本経済団体連合会常務理事）からは、「デュアルユースの技術は全てだと言われてしまうとビジネスが成り立たない。（中略）個別の事例でできるだけレッドラインをはっきりすることが企業の不安感、対応の方向性などを決めるに当たって非常に有益だと思っている」との発言があった（同）。

<sup>43</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号（令4.4.26）



## (5) 特許出願の非公開

我が国の従来の特許制度では、出願された発明は、出願から1年6か月後に一律に公開されることとなる。本法律による特許出願の非公開に関する制度（本法律第5章）では、安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組み、外国出願制限等を規定している<sup>44</sup>。

### ア 特許出願の非公開制度の目的及び産業の発達に及ぼす影響

特許出願を非公開にする目的について、小林大臣は、「特許出願の非公開制度によって、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載された特許出願について、出願公開などの手続を留保するとともに、その間、必要な情報保全措置を講じることで、特許手続を通じた機微な技術の公開や手続留保中の情報流出を防止することが可能になる。それとともに、これまで安全保障上の観点から特許出願を諦めざるを得なかった発明者に特許法上の権利を受ける道を開くことができるものである」と答弁した<sup>45</sup>。

また、現在は様々な民生技術が軍事目的に利用されていることから、こうしたデュアルユース技術が非公開化の対象になれば、「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」という特許制度の本旨に反するのではないかとこの質疑があった。これに対して、小林大臣は、「この法案では、技術の機微性のみならず、産業の発達に及ぼす影響も考慮して対象となる発明を絞り込むことを条文上も明記<sup>46</sup>するなど、産業の発達との両立には特に配慮した制度としている」と答弁した<sup>47</sup>。

### イ 我が国が導入する特許出願の非公開制度として審査凍結型を選んだ理由

我が国が導入する特許出願の非公開制度として、特許付与型（特許を付与した形で非公開にしておく制度。秘密指定中は公告されないために、実質的に権利を行使することができず、発明の実施や開示の制限を受ける。）でなく、審査凍結型（非公開の対象とする場合には、特許手続を中断し、出願公開だけでなく特許付与の手続も留保しておく制度。非公開の状態が解除されてから手続を再開する。）を選んだ理由について質疑があった。これに対して、小林大臣は、「有識者会議の提言でも、公開の代償として独占的な権利を付与するという我が国特許制度の本質に鑑みても、また、その実務的な使いやすさという観点からも、手続を留保する制度を導入するべきであるとされたことを踏まえて審査凍結型を選んだ」と答弁した<sup>48</sup>。

<sup>44</sup> 非公開の対象となる保全対象発明の絞り込みは、2段階で行われる。まず、特許庁において、核技術、先進武器技術等、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれる技術分野に属する発明が記載されている特許出願を、内閣府に送付する。内閣府における保全審査（第二次審査）では、①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度、②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮して審査を行い、「保全対象発明」を指定し、出願人に通知する。保全指定を受けた発明については、出願の取下げ禁止、発明を実施する際の許可制、発明内容の開示の原則禁止、外国への出願の禁止といった効果が生じる。

<sup>45</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号26頁（令4.3.23）

<sup>46</sup> 第65条第4項

<sup>47</sup> 第208回国会参議院本会議録第16号（令4.4.13）

<sup>48</sup> 第208回国会参議院内閣委員会議録第11号（令4.4.19）



また、戦前の秘密特許との相違点について、小林大臣は、「戦前の秘密特許制度は、軍事上の必要性という観点から、最新技術を国が収用し、国が発明を実施するという我が国の軍事上の要請を満たすことを念頭に置いた制度であった。これに対して、この法案における特許出願の非公開制度は、公になれば国家国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明について、発明が発明者のものであることを大前提としつつ、経済活動やイノベーションとの両立も踏まえながら、公開などの手続を留保することによってその拡散を防ごうとする制度であり、そもそもの目的が全く違う」と答弁した<sup>49</sup>。

#### ウ 非公開制度の対象となる技術についての考え方

非公開制度の対象となる技術の考え方について、小林大臣は、「民生分野で幅広く活用されて発展していくことが期待される技術を本制度の対象とすれば、我が国の経済活動やイノベーションを抑制して、保全すべき先端技術の誕生や発展を逆に阻害することになりかねない。この法律案では、保全指定の対象となる発明を公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度及び発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響などの事情の総合考慮によって行うことを第70条第1項の条文上明らかにするなど、我が国の経済活動やイノベーションを阻害することのないよう配慮した制度としている。（保全審査の対象となる技術分野を指定する）政令の具体的な規定内容については、核兵器の開発につながる技術及び武器のみに用いられるシングルユース技術のうち我が国の安全保障上極めて機微な発明を基本とし、デュアルユース技術を対象とする場合には、イノベーションの促進の観点から、支障の少ないケースに限定すべきという有識者会議の提言を踏まえて定めていきたい」と答弁した<sup>50</sup>。

#### エ 損失補償の算定についての考え方及び財源

本法律では、特許非公開の審査の結果、保全指定の対象となった発明については、その実施に当たって内閣総理大臣の許可が必要となる（第73条第1項ただし書）。当該発明の実施が不許可となった場合（同）又は実施に条件が付された場合（同条第4項）は、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものと規定されている（第80条）。

特許非公開制度における補償金額の算定について、小林大臣は、「許可するか否かの判断をする段階で特許出願人から実施計画の詳細などを聞くこととなる。さらに、特許出願人から損失補償の請求があった段階でも特許出願人から説明を聞くほか、専門家の意見も聞きながら、妥当な補償金額を決定することとなる。補償金額の算定に当たっては、特許出願人と十分なコミュニケーションを取った上で、適切に対応していく」と答弁した<sup>51</sup>。

また、損失補償制度の財源について、萩生田経済産業大臣は、「特許特別会計は、産業財産権制度の全ての利用者に資するように、歳入と歳出が均衡して運営されることを確保するために創設された特別会計である。他方で、近年はその財政状況が悪化してい

<sup>49</sup> 同上

<sup>50</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号15頁（令4.3.23）

<sup>51</sup> 第208回国会衆議院本会議録第12号16頁（令4.3.17）

たため、今年度からは特許関係料金の引上げを行い、収支均衡を図ることとした。これに対して、損失補償制度は、安全保障の観点から保全指定を受けた特定の特許出願人に損失を補償するものである。この損失補償費が産業財産権制度の利用者一般に転嫁すべき性質のものか否かはよく検討する必要がある、引き続き、財政当局や国家安全保障局等と検討していきたい」と答弁した<sup>52</sup>。

#### オ 弁理士による出願者の代行

特許出願の非公開に関する手続において弁理士が出願者の行為を代行できるのかについて、小林大臣は、「この法案における保全審査の手続を担うのは、特許庁長官や経済産業大臣ではなくて内閣総理大臣であるので、弁理士法第4条第1項に定めるいわゆる専権業務には該当しないが、弁護士法あるいは行政書士法など、他の法令に抵触しない範囲内であれば、弁理士がこの制度の保全審査等の手続に関与することが禁止されるものではない」と答弁した<sup>53</sup>。

### (6) その他

#### ア 経済活動の自由と規制措置の両立

本法律は、第5条で規制措置の実施に当たっての留意事項を規定している<sup>54</sup>。同条の「合理的に必要」という表現について、外為法や重要土地等調査法では「必要最小限」「必要な最小限度」という表現が使用されている<sup>55</sup>ことから、本法律でも「必要最小限」とすることが適切でないかとの質疑があった。これに対して、小林大臣は、「自由な経済活動との両立を図る観点から、規制を必要最小限度のものとするように努めることは当然であるが、国際情勢の変化などに伴う安全保障上のリスクは変動するので、予測し難い側面もあることから、あらかじめ一律に必要最小限度とは規定せずに、あえて、合理的に必要と認められる限度と規定した」と答弁した<sup>56</sup>。

また、経済活動の自由と経済安全保障上の制約について、どのように両立させることが望ましいと考えているのか、また、そのことが条文上に具現されているところを挙げればどこなのかとの質疑があった。これに対して、小林大臣は、「第5条の趣旨は、安

<sup>52</sup> 第208回国会参議院本会議録第16号（令4.4.13）

<sup>53</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号28頁（令4.3.23）

<sup>54</sup> 「第5条 この法律の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。」

<sup>55</sup> 外為法第67条は、「主務大臣は、この法律又はこの法律の規定に基づく命令の規定による許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。／2 前項の条件は、同項の許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。」と規定している。また、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和3年法律第84号）第3条は、「内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たっては、個人情報の保護に充分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものとなるようにしなければならない。」と規定している。

<sup>56</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号17頁（令4.3.23）。

なお、参議院の附帯決議（前掲・注1）では、物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対する報告徴収（第48条第1項）及び特定重要設備の導入等後の勧告（第55条第1項）における配慮事項に関する項目5において、これに対応する衆議院の附帯決議（前掲・注1）項目4には無かった「自由かつ公正な経済活動に与える影響を十分考慮し、事業者等の過度な負担にならないよう、必要最小限度にとどめるべき」という国会での議論があったことを踏まえ」との表現が入った。

全保障の確保と自由な経済活動の両立を図ることであって、具体的には、事業者の負担、民間主体の予見可能性の確保、国際ルールとの整合性などに配慮するということである。同様の趣旨は、基幹インフラについて第49条第4項<sup>57</sup>、特許出願非公開基本指針の策定における配慮事項として第65条第4項<sup>58</sup>、特許の保全審査での考慮事項として第67条第1項<sup>59</sup>、国際約束の誠実な履行について第90条<sup>60</sup>があり、こうした条項などにおいても明示的に規定している」と答弁した<sup>61</sup>。

## イ セキュリティ・クリアランス

秘密情報を取り扱う適性を有する個人の適性を政府が認定する「セキュリティ・クリアランス」制度<sup>62</sup>の導入をめぐることは、政府の政策文書や経済団体の意見書において検討の必要性が指摘されている<sup>63</sup>。

本法律案の審議においても、国際共同研究のパートナーから排除されないためには、セキュリティ・クリアランス制度を導入することが国の責務ではないかとの質疑があった。これに対して、小林大臣は、「まず、この法案の中で措置する協議会においては、機微な情報を含む有用な情報の共有や協議が安心して円滑に行われるように、構成員に罰則付きの守秘義務を新たに課すこととした。それに加えて、構成員に必要な保全措置を講じることを法律上求めることとしており、まずはこの法案の下で必要な技術流出対策を講じつつ、官民技術協力を推進していきたい」とした上で、「諸外国との共同研究などを民間部門において円滑に進めるためにクリアランスを取得できないかといった声があるということは承知しており、衆議院の内閣委員会で付された附帯決議<sup>64</sup>を踏まえて今後検討していくべき課題の一つだと認識している。まず、海外においてクリアランスの取得を要請される具体的な事例の検証を進めるべきと考えているが、一般にセキュリティ・クリアランス制度というのは個人のプライバシーに関する詳細な調査を含むものであるため、こうした制度に対する国民の理解の醸成の度合い、また、それに加えて、この制度を設けることに伴って枠組みへの参画をちゅうちょすることのないよう配慮す

<sup>57</sup> 特定社会基盤役務基本指針の案を作成する際は特定社会基盤役務に関する経済活動に与える影響に配慮しなければならないとする規定。

<sup>58</sup> 特許出願非公開基本指針の案を作成する際は産業活動に与える影響に配慮しなければならないとする規定。

<sup>59</sup> 保全審査の際に、保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮するとの規定。

<sup>60</sup> 第90条は、「この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならない。」と規定している。

<sup>61</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令4.4.14）

<sup>62</sup> セキュリティ・クリアランスとは、政府が、ある個人について、秘密情報を取り扱う適性を有すると認定すること又はそうした個人に付与される資格であり、米国では、政府が機密指定した情報を取り扱う個人の適性を認定する制度がある（福田健志「米国のセキュリティ・クリアランス制度と日本における議論—研究者への適用をめぐる—」（国立国会図書館調査及び立法考査局『変化する国際環境と総合安全保障 総合調査報告書』（2022.3.25））110頁）。

<sup>63</sup> 「産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告」（2019年10月8日）19頁、「統合イノベーション戦略2020」（2020年7月17日閣議決定）140頁、一般社団法人日本経済団体連合会「経済安全保障法制に関する意見—有識者会議提言を踏まえて—」（2022年2月9日）9頁

<sup>64</sup> 衆議院附帯決議（前掲・注1）項目14。参議院の附帯決議（同）でも同内容の項目21が付されている。両附帯決議は、政府に対し、「国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて、必要な措置を講ずること」を求めている。

る必要がある」と答弁した<sup>65</sup>。

### ウ 経済インテリジェンス

経済安全保障の観点からのインテリジェンス機能の強化について質疑があった。これに対して、岸田内閣総理大臣は、「令和4年度予算において経済インテリジェンスに係る人員約130人の定員増を計上したところ、経済安全保障の取組の実効性を担保するため、経済安全保障に係る情報の収集、集約、分析の業務に従事させていく。我が国を取り巻く国際環境が一層厳しさを増す中で、インテリジェンスに係る人材の確保、育成や専門性の向上は極めて重要であると認識しており、こうした認識に基づく情報分析や情報保全に関する各種研修、人事交流等を通じて、高い専門性を有する人材を確保、育成すること等により、情報機能の更なる強化を図っていく」と答弁した<sup>66</sup>。

## 3. おわりに

衆参における本法律案の審議では、法律に盛り込まれた4本柱のほか、経済安全保障全般の課題をめぐって活発な議論が行われた。

今後、本法律は段階的に施行（公布後6か月以内～2年以内）されることになるが<sup>67</sup>、基本方針及び4分野の基本指針の策定を始め、制度の具体的な運用に際して、いかに経済活動の自由と規制措置の両立を図っていくのか、また、衆参の附帯決議に盛り込まれたセキュリティ・クリアランス<sup>68</sup>などの諸課題を含め、更に議論を深めていくことが期待される。

(もり ひではる)

<sup>65</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号（令4.4.26）

<sup>66</sup> 第208回国会参議院本会議録第16号（令4.4.13）

<sup>67</sup> 本法律の施行に関して、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）は、「経済安全保障推進法を着実に施行すべく、速やかに基本方針を策定し、サプライチェーン及び官民技術協力に関する施策については、先行して可能な限り早期に実施する」こととするほか、4本柱の各分野についても「半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等を始めとする重要な物資について、供給途絶リスクを将来も見据えて分析し、物資の特性に応じて、基金等の枠組みも含め、金融支援や助成などの必要な支援措置を整備することで、政府として安定供給を早急に確保する。基幹インフラの事前審査制度について、各省における事業者からの相談窓口の設置を含め円滑な施行に向けた取組を進める。シンクタンクを立ち上げるとともに、先端的な重要技術の育成を進めるプロジェクトを早急に強化し、速やかに5,000億円規模とすることを目指して、実用化に向けた強力な支援を行う。特許出願の非公開制度について、必要なシステム整備を含め円滑な施行に向けた取組を進める」との方針を示した（22頁）。

実施体制については、「国家安全保障局を司令塔とした、関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化を図るとともに、内閣府に経済安全保障推進室（仮称）を速やかに設置し、情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応する観点から関係省庁の事務の調整を行う枠組みを整備する」としている（23頁）。

また、セキュリティ・クリアランスやインテリジェンスについても、「国際共同研究等における具体的事例の検証等を踏まえつつ、重要情報を取り扱う者への資格付与について制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進める」「インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備する」としている（同）。

<sup>68</sup> 衆参の附帯決議については前掲・注1、そのうちセキュリティ・クリアランスについては前掲・注64を参照。